(趣旨)

第1条 地方警察職員(以下「職員」という。)の勤務時間については、職員の勤務時間 に関する条例(昭和27年島根県条例第9号。以下「条例」という。)、職員の勤務時間 に関する規則(平成元年島根県人事委員会規則第5号)によるほかこの規程の定めると ころによる。

(勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、次のとおりとする。

月曜日から金曜日まで

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、その間に60分(午後零時から午後1時まで)の休憩時間を置く。

(特例)

第3条 前例によれない特別の勤務に従事する職員の勤務時間の割振りは、警察本部長の 承認を得て所属長が定める。

(再任用短時間勤務職員の勤務時間)

第4条 再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。)の週休日、勤務時間の割振り及び休憩時間は、警察本部長の承認を得て所属長が定める。

附 則

この規程は、昭和29年7月1日から施行する。

附 則 (昭和29年8月4日島根県警察訓令第13号抄)

この規程は、昭和29年8月4日から施行し、昭和29年7月1日から適用する。

附 則(昭和35年7月26日島根県警察訓令第11号)

この訓令は、昭和35年8月1日から施行する。

附 則(昭和36年6月1日島根県警察訓令第11号抄)

この訓令は、昭和36年6月1日から施行する。

附 則(昭和41年7月8日島根県警察訓令第11号)

この訓令は、制定の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則 (昭和48年1月16日島根県警察訓令第1号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (昭和50年12月23日島根県警察訓令第18号)

この訓令は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則(平成元年3月31日島根県警察訓令第13号)

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成4年7月22日島根県警察訓令第25号)

この訓令は、平成4年7月26日から施行する。

附 則 (平成15年2月24日島根県警察訓令第4号)

この訓令は、平成15年2月25日から施行する。

附 則(平成19年11月14日島根県警察訓令第32号) この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月23日島根県警察訓令第13号) この訓令は、平成21年4月1日から施行する。